

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康管理(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本村は、健康管理(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美浦村長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、村内に居住する者に対し予防接種を行うとともに、当該予防接種の実施に関する記録や接種歴等の情報管理・報告、及び給付の支給に関する事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務 ③実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第126項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
企画財政課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどの確認を複数人で行う。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上で制御を行い、また、使用記録を残すことを周知徹底している。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかの確認を複数人で行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで取り扱い事務によって参照権限を設定し、特定個人情報へのアクセスを最小限に留めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第126項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の3	事後	
令和8年3月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二(第115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二(第115の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)	(情報提供の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項	事後	
令和8年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年3月10日	VI リスク対策 8. 人手を介在させる作業			事後	様式追加によるもの
令和8年3月10日	VI リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式追加によるもの